

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年6月30日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市西区福島町一丁目24番7号
氏名	福島生協病院
	病院長 北口 浩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-292-3171
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	福島生協病院
事業場の所在地	広島市西区福島町一丁目24番7号
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 165床
③従業員数	約312人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 院内の感染性廃棄物を外来、病棟など各職場に専用容器（20L、50Lのプラスチック容器）を使用して保管、廃棄を行う。 2. 専用容器は施錠できる感染性廃棄物専用倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 収集運搬委託業者が週2回回収を行い、委託先にて保管管理を行う。 4. 中間処理委託業者（収集運搬委託業者と同じ）が積替・保管施設を経由し、中間処理委託業者の施設にて焼却を行う。 5. 中間処理委託業者が最終処分委託業者へ運搬し、委託先にて保管管理を行う。 6. 最終処分委託業者が埋立てを行う。

別紙4
(廃棄物処理法-特管産業廃棄物計画書)

現状：前年度（2023年度）実績量
計画：今年度（2024年度）計画量

		単位:トン/年																			
		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																					
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物		292.9	292									292.9	292								
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	指定下水汚泥																				
	鉍さい																				
	廃石綿等																				
	燃え殻																				
	ばいじん																				
	廃油(金属を含むもの)																				
	汚泥(金属を含むもの)																				
合計		292.9	292	0	0	0	0	0	0	0	0	292.9	292	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- 1.各職場で感染性廃棄物を専用容器に入れ、一時保管管理を行う。
 - 2.各職場の職員が専用容器を定期的に回収し、施錠できる専用倉庫に運搬後、保管管理を行う。
 - 3.収集運搬委託業者が定期的に回収運搬し、委託先にて保管管理を行う。
 - 4.中間処理委託業者が焼却し、委託先にて保管管理を行う。
 - 5.最終処分場へ運搬し、最終処分委託業者が処分を実施する。
- ※一連の流れは、JWNETの電子マニフェストによる管理を行う。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	新興感染症等への対応として、新興感染症等の発生時に感染患者受入や発熱患者の診療等を行っているため、感染性廃棄物の量は増加している。 感染防護具の着脱回数を減らすため、感染患者病室をまとめて巡回するなど、少しでも排出量を少なくする工夫を行った。
②計画 (今後実施する予定の取組)	新興感染症は5類へ移行したが、医療機関の基本的な感染拡大防止対策は変わらず、感染拡大のたびに排出量は増加し、抑制は難しい状況である。また、病床を持つ医療機関は、新興感染症患者に対し入院受け入れを求められており、当院でも入院患者を多く受け入れている。 しかし、感染防護具の適正使用を守りつつ、連携している医療機関や他医療機関の取組を参考にしていく。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	種類: 感染性廃棄物 分別に関する取組: 感染が予想されるものとそうでないものを分別して廃棄を行った。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	種類: 感染性廃棄物 分別に関する取組: 分別するために学習会や研修に参加、院内研修を実施する。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	新興感染症に対応するため感染防護具の排出量が増えたため、施錠できる専用倉庫に専用容器があふれ保管管理できない状況に陥った。新興感染症が発生するまで、収集運搬委託業者の回収運搬は週2回であったが、適正に保管管理できるよう委託業者に相談、回数を増やして感染状況をみながら臨機応変に対応してもらった。
②計画 (今後実施する予定の取組)	市内などの感染数や院内の感染状況から、今後も臨機応変に対応してもらうよう普段から委託業者とコミュニケーションを取っていく。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	292.9 t
②今後実施する予定の取組等	遅滞なく、排出日から3日以内に入力処理を行う。 1人体制ではなく、複数人体制とする。